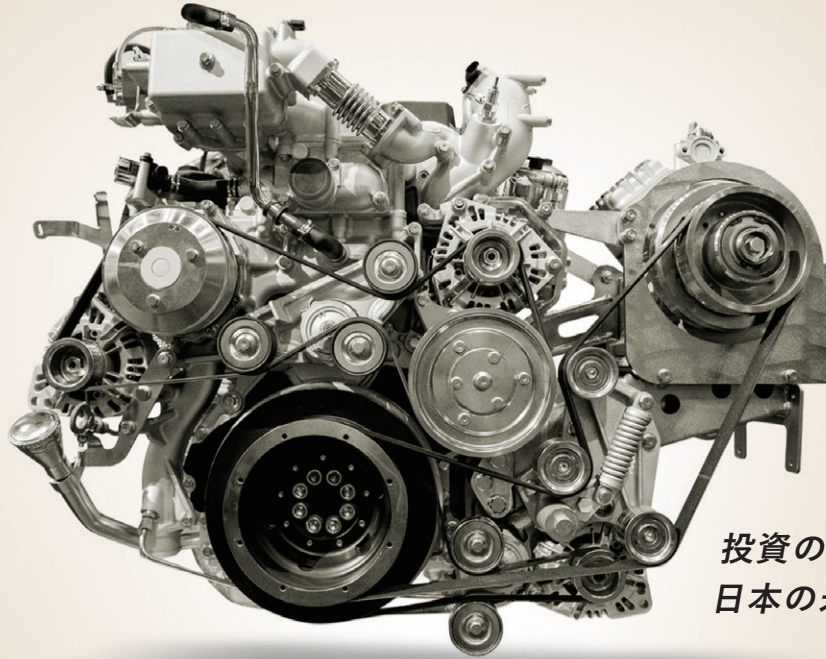


使用開始日 2026年6月15日

投資信託説明書（交付目論見書）

ひふみポリシードライブ pro

追加型投信／国内／株式



投資のチカラで
日本の未来を加速する

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

- ・本書は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。
- ・ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書（以下、「請求目論見書」といいます。）を含む詳細な情報は、委託会社のホームページで閲覧・ダウンロードすることができます。
- ・本書には投資信託約款の主な内容が含まれておりますが、投資信託約款の全文は請求目論見書に掲載されております。

委託会社

（ファンドの運用の指図を行ないます。）／販売会社

レオス・キャピタルワークス株式会社

※2026年12月1日付でSBIレオス・キャピタルワークス株式会社へ社名を変更します。

金融商品取引業者：関東財務局長（金商）第1151号

受託会社

（ファンドの財産の保管および管理を行ないます。）

三井住友信託銀行株式会社

ひふみポリシードライブ pro の
詳細情報の照会先

レオス・キャピタルワークス株式会社

電話番号：03-6266-0123（受付時間：営業日の9時～17時）

ホームページ：<https://www.rheos.jp/>

2026年12月1日付で会社ロゴを変更します。



RHEOS CAPITAL WORKS

SBI レオス・キャピタルワークス

商品分類			属性区分			
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
追加型	国内	株式	その他資産 (投資信託証券 (株式 一般))	年1回	日本	ファミリー ファンド

※商品分類および属性区分の内容については、一般社団法人資産運用業協会のホームページ(<https://www.imaj.or.jp/>)をご参照ください。

- この目論見書により行なう「ひふみポリシードライブpro」の募集については、レオス・キャピタルワークス株式会社（委託会社）は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2026年5月29日に関東財務局長に提出しており、2026年6月14日にその届出の効力が生じております。
- 請求目論見書については、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、ご請求された場合には、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- 商品内容に関して重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に基づき、事前に投資者（受益者）の意向を確認します。
- 「ひふみポリシードライブpro」の信託財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されております。

委託会社の情報

（2026年2月末現在）

委託会社名	レオス・キャピタルワークス株式会社
設立年月日	2003年4月16日
資本金	3億22百万円
運用する投資信託財産の合計純資産総額	1兆5,351億28百万円

ファンドの目的

「ひふみポリシードライブpro」は、信託財産の成長を図ることを目的として、レオス国内政策関連株マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券を通じて国内の株式に投資を行ないます。

ファンドの特色

「ひふみポリシードライブpro」は、マザーファンドを通じて信託財産の成長を図るため、次の仕組みで運用します。

特色

1

国内に上場している政策関連株を主要な投資対象とします。

■ わが国の経済政策や成長戦略等の恩恵を受けると考えられる銘柄のうち、その企業の実態価値に照らして、その時点での市場価値が割安で、かつ成長が期待できると判断した銘柄に投資します。

※政策関連株は、わが国の政府が推進する政策や今後推進すると見込まれる政策に関連する事業を営んでいる企業の株式を指します。

※資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

政府が推進する分野



恩恵を受けると考えられる企業の実態を 定量・定性の両面から調査

財務指標や株価指標等の数値



割安感

株価水準

安定的な収益



経営方針や戦略など数値に表れない部分

製品/サービス

経営者

ビジョン

現場の声

特色

2

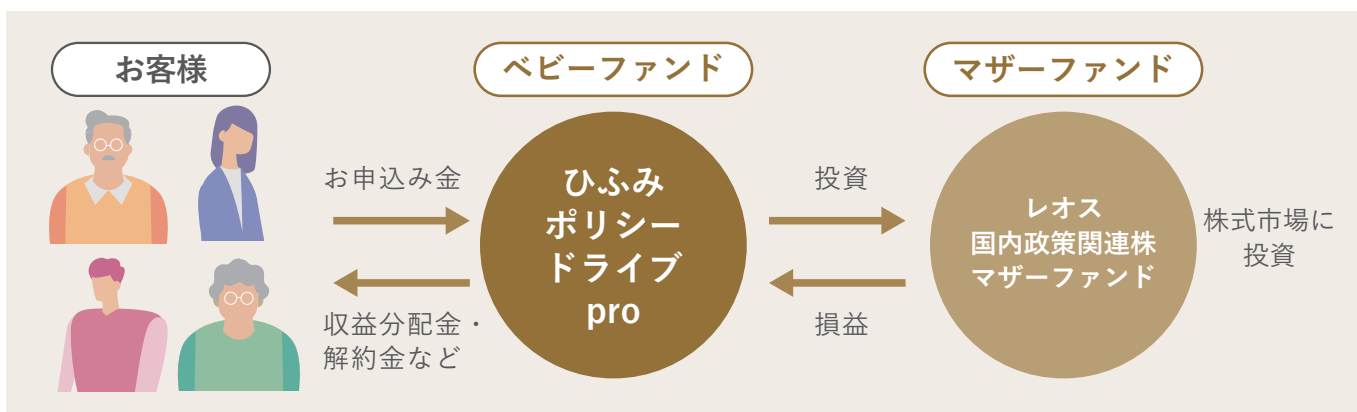
株式の実質組入比率は高位を保つことを基本とします。

特色

3

運用はファミリーファンド方式により、マザーファンドを通じて行ないます。

ファミリーファンド方式とは、ベビーファンド（ひふみポリシードライブpro）の資金をマザーファンドに投資して、マザーファンドが実際に有価証券に投資することにより、その実質的な運用を行なう仕組みです。



特色

4

基準価額が2万円を超過した場合、ファンドの運用実績に応じたコスト（成功報酬）が生じます。

- ファンドの運用管理費用（信託報酬）の総額は、運用期間を通じて日々生じる基本報酬と、ファンドの運用実績に応じて生じる成功報酬の合計額です。
- 成功報酬は、ファンドの基準価額が2万円以下の場合には発生せず、ファンドの基準価額が2万円を超過した場合に初めて発生します。
- ファンドの基準価額が2万円を超過した日の翌営業日以降は、ファンドの基準価額が過去最高値を更新した場合に、成功報酬が発生します。
- コストについて、詳しくは後述の「成功報酬のしくみについて」および「ファンドの費用」をご確認ください。

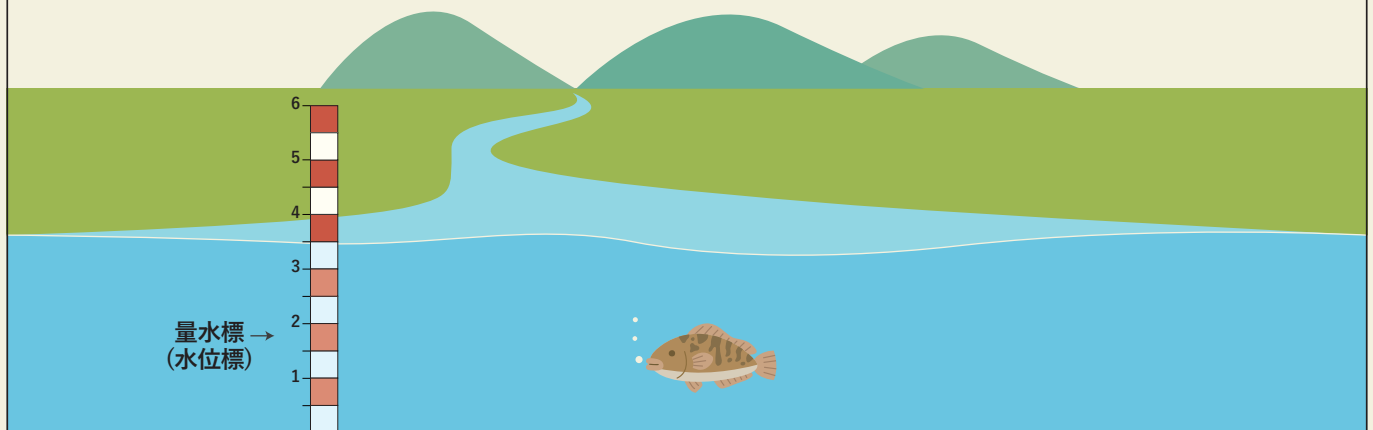
資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

成功報酬のしくみについて

当ファンドの信託報酬は、一般的な投資信託と同様に定率で発生する「基本報酬」と、ファンドの運用成績によって発生し得るハイ・ウォーター・マーク方式を用いた「成功報酬」の2つで構成されています。

ハイ・ウォーター・マーク（High Water Mark）方式とは？

ハイ・ウォーター・マーク（以下HWM）とは、河川や湖などで見られる、過去の最高到達水位を表す定規のような量水標（水位標）が元となった専門用語です。投資信託の文脈においては、成功報酬を計算する際の基準として用いられ、ファンドの基準価額の過去最高値がその値となります。



■ 成功報酬が発生する条件

成功報酬がかかるのは	基準価額が過去最高(HWM)を更新したとき (初回のHWMは20,000円(10,000口当たり)設定)
------------	---

HWMを超過したリターンに対し、22%(税抜20%)の成功報酬がかかります。
お客様の保有資産総額に対して22%(税抜20%)の成功報酬が発生するわけではありません。

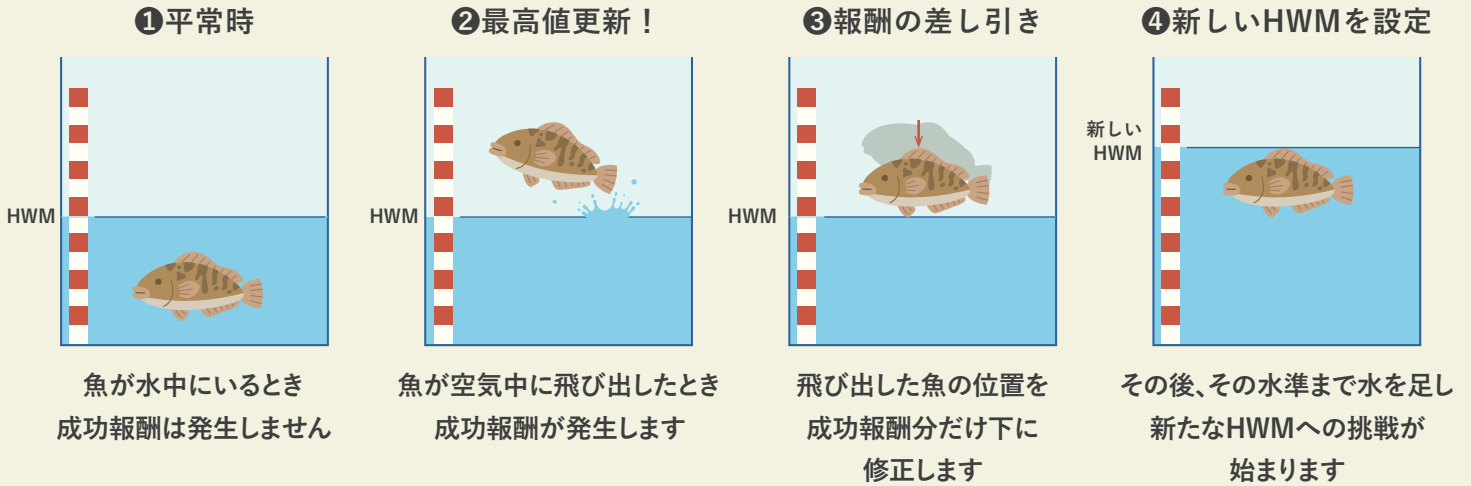
■ 成功報酬が発生するときとしないとき

成功報酬は発生するときと発生しないときがあると予想され、常に負担が生じるわけではありません。当ファンドの基準価額がHWMを下回っているときには、成功報酬は一切発生しません。

一方で、基準価額が20,000円を超え、日々過去最高値を更新し続けるような場合には、継続して成功報酬が発生します。HWMは（20,000円を超えると）基準価額の過去最高値となるため、**一度引き上がったHWMが運用実績に応じて引き下がることはありません。**

■ 成功報酬発生とHWMの仕組みイメージ図

魚はある時点における基準価額を示します



■ 計算式

$$\text{成功報酬} = (\text{HWMを超えた分}) \times 22\%$$

※お客様の保有資産総額に対して成功報酬が発生するわけではありません。
※超えた分がない場合は0円となります。

$$\text{基準価額} = \text{仮基準価額} - \text{成功報酬}$$

※仮基準価額とは、成功報酬控除前の基準価額のことを指します。
成功報酬が発生しない場合、仮基準価額と基準価額は等しくなります。
成功報酬が発生する場合、基準価額は成功報酬分だけ仮基準価額を下回ることになります。

<ある一週間の例>

	7/1(月)	7/2(火)	7/3(水) HWM更新!	7/4(木)	7/5(金) HWM更新!	7/8(月)
A. 仮基準価額 ※成功報酬控除前の基準価額	19,000円	20,000円	22,000円	21,500円	22,560円	22,300円
B. HWM	20,000円	20,000円	20,000円	★21,560円	21,560円	★22,340円
C. HWM超過額(A-B)	0円	0円	2,000円	0円	1,000円	0円
D. 成功報酬(C×22%)	0円	0円	440円	0円	220円	0円
基準価額(A-D)	19,000円	20,000円	21,560円	21,500円	22,340円	22,300円

7/3(水) HWMを超えたので **成功報酬発生**
成功報酬を差し引いて基準価額は21,560円になり、
★新しいHWM21,560円への挑戦が始まります

POINT
基準価額が初回のHWMを超えた

7/4(木) HWMは超えていないので成功報酬は発生しません。

POINT
一度引き上がったHWMが引き下がることはない

7/5(金) HWMを超えたので **成功報酬発生**
成功報酬を差し引いて基準価額は22,340円になり、
★新しいHWM22,340円への挑戦が始まります

POINT
基準価額が新しいHWMを超えた

■ 主な投資制限

- ① マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。
- ② 株式（新株引受権証券、新株予約権証券、転換社債、転換社債型新株予約権付社債を含みます。）への実質投資割合には制限を設けません。
- ③ 外貨建資産への投資は行ないません。
- ④ 投資信託証券（マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑤ 一般社団法人資産運用業協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%以内、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人資産運用業協会の規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

■ 分配方針

年1回の毎決算時（6月20日：休業日の場合翌営業日）に、原則として、次の方針に基づき分配を行ないます。ただし、委託会社（レオス・キャピタルワークス株式会社）の判断により分配を行なわない場合もあります。なお、収益分配金は、自動的に再投資されます。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ② 分配金額は、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案して決定します。
- ③ 収益の分配にあてず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき運用を行ないます。

※ 将来の収益分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

投資リスク

■ 基準価額の変動要因

- 「ひふみポリシードライブpro」は、マザーファンドを通じて株式など値動きのある証券に投資いたしますので、基準価額は、大きく変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割り込むことがあります。これらの運用により生じる利益および損失は、すべてお客様(受益者)に帰属します。
- 投資信託は預金等とは異なります。

■ 基準価額の変動要因となる主なリスク

価格変動リスク	国内外の株式や公社債を実質的な主要投資対象とする場合、一般に株式の価格は個々の企業の活動や業績、市場・経済の状況等を反映して変動し、また、公社債の価格は発行体の信用力の変動、市場金利の変動等を受けて変動するため、その影響を受け損失を被るリスクがあります。
流動性リスク	有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性のもとでの取引が行なえない、あるいは不利な条件で取引を強いられたり、または取引が不可能となる場合があります。これにより、当該有価証券等を期待する価格で売却あるいは取得できない可能性があります。この場合、不測の損失を被るリスクがあります。
信用リスク	有価証券等の発行者や有価証券の貸付け等における取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想される場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等に、当該有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払いや償還金の支払いが滞る等の債務が不履行となるおそれがあります。投資した企業等にこのような重大な危機が生じた場合には、大きな損失が生じるリスクがあります。

※基準価額の変動要因（投資リスク）は上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- 「ひふみポリシードライブpro」のお取引において、金融商品取引法第37条の6に規定された「書面による契約の解除」(クーリング・オフ)の適用はありません。
- ファンドの流動性リスクに関する事項：一時に多額の解約があり資金を手当てするために保有資産を大量に売却しなければならない場合や、取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額が低下し損失を被る可能性や、換金申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。

■ リスクの管理体制

- 委託会社では、運用執行部門から独立した部署が信託財産のリスクのモニタリングや投資制限等に係る管理を行ない、運用リスク管理委員会に適宜報告します。その結果は、運用執行部門その他関連部署へフィードバックされます。
- 運用リスク管理委員会は、流動性リスク管理担当者をリスク管理部長に任命し、流動性リスクに関する管理の状況等を定期的に報告させ、当社の管理態勢が適切で効果的であることを確認します。

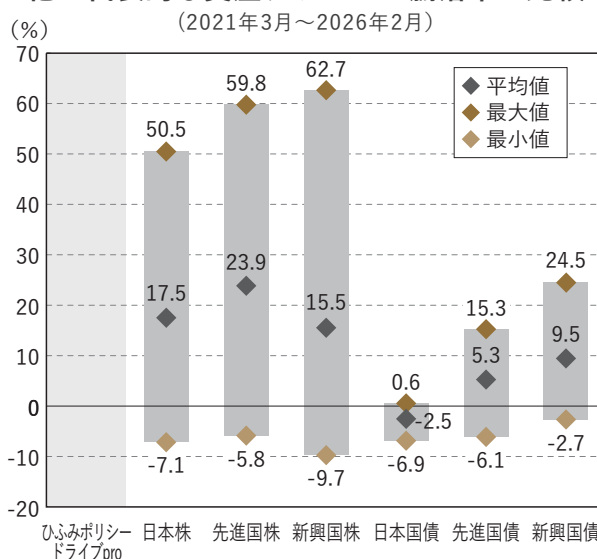
※上記体制は有価証券届出書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

投資リスク（参考情報）

ひふみポリシードライブproの年間騰落率 および分配金再投資基準価額の推移

ひふみポリシードライブproの運用は2026年7月6日より開始する予定であり、有価証券届出書提出日現在、該当事項はありません。

ひふみポリシードライブproと 他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



・上記5年間の「各月末における直近1年間の騰落率」の平均値・最大値・最小値を表示し、ひふみポリシードライブproと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。各資産クラスは、ファンドの投資対象を表しているものではありません。

※ ひふみポリシードライブproの運用は2026年7月6日より開始する予定であり、有価証券届出書提出日現在、該当事項はありません。

各資産クラスの指数

日本株	東証株価指数(TOPIX) (配当込み)	株式会社JPX総研が算出、公表する株価指数で、配当を考慮したものです。TOPIXは、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、浮動株ベースの時価総額加重方式により算出されます。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社に帰属します。
先進国株	MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)	MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。
新興国株	MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)	MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。
日本国債	NOMURA-BPI国債	野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表している国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数で、ポートフォリオの投資収益率・利回り・クーポン・デュレーション等の指標が日々公表されています。なお、NOMURA-BPIに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。
先進国債	FTSE世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし円ベース)	FTSE Fixed Income LLCが開発した、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、FTSE世界国債インデックスに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。
新興国債	JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド(円ベース)	J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

各資産クラスの指数の騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに、株式会社野村総合研究所が計算しております。

株式会社野村総合研究所および各指数のデータソースは、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、株式会社野村総合研究所および各指数のデータソースは、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害および一切の問題について、何らの責任も負いません。

運用実績

ひふみポリシードライブproは、2026年7月6日より運用開始する予定であり、有価証券届出書提出日現在、該当事項はありません。

最新の運用実績の一部は、委託会社のホームページでご覧いただくことができます。

運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

■ 基準価額・純資産の推移

該当事項はありません。

■ 分配の推移

該当事項はありません。

■ 主要な資産（レオス国内政策関連株マザーファンド）の状況

該当事項はありません。

■ 年間収益率の推移（暦年ベース）

該当事項はありません。

※ひふみポリシードライブproにベンチマーク（運用する際に目標とする基準）はありません。

■ お申込みメモ

購入単位	販売会社(レオス・キャピタルワークス株式会社)が定める単位となります。 購入単位は販売会社のホームページ(https://www.rheos.jp/)をご確認ください。
購入価額	当初申込期間:1口当たり1円 継続申込期間:ご購入のお申込受付日の基準価額(1万口当たり)
購入代金	申込期間における毎営業日に、「販売会社」の指定する銀行口座へお振込みください。
換金単位	1口以上の口数指定または1円単位の金額指定で受け付けます。
換金価額	換金申込受付日の基準価額(1万口当たり)
換金代金	換金申込受付日から起算して4営業日目からお支払いいたします。
申込締切時間	当初申込期間:販売会社が定める時間とします。 継続申込期間:購入・換金ともに、原則として毎営業日の午後3時30分までに受け付けたものを当日のお申込みとします。 詳しくは販売会社にお問い合わせいただくか、ホームページをご確認ください。
購入の申込期間	当初申込期間:2026年6月15日から2026年7月3日まで 継続申込期間:2026年7月6日から2027年9月17日まで なお、継続申込期間は上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
換金制限	「ひふみポリシードライブpro」の残高、市場の流動性の状況等によっては、委託会社(レオス・キャピタルワークス株式会社)の判断により換金の金額に制限を設ける場合や換金のご請求の受付時間に制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止および取消	金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情等があるときは、購入・換金のお申込みの受け付けを中止すること、および既に受け付けた購入・換金のお申込みの受け付けを取り消す場合があります。
信託期間	2026年7月6日から2036年6月20日まで
繰上償還	信託契約の一部解約により受益権の口数が30億口を下回った場合またはこの信託契約を解約することがお客様(受益者)のために有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、この信託契約を解約し、信託を終了させる場合があります。
決算日	毎年6月20日(休業日の場合には、翌営業日) ※第1期決算日は、2027年6月21日とします。
収益分配	年1回の毎決算時に、原則として、次の方針に基づき分配を行ないます。 分配金額は、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案して決定します。ただし、委託会社の判断により分配を行なわない場合もあります。 「ひふみポリシードライブpro」は、分配金再投資専用のため、分配金は自動的に再投資されます。
信託金の限度額	1,000億円
公 告	電子公告の方法により行ない、ホームページ(https://www.rheos.jp/)に掲載します。
運用報告書	原則、毎年6月の決算時および償還時に、交付運用報告書を作成し、お客様(受益者)に提供等を行ないます。 レオス・キャピタルワークス株式会社のホームページにおいても開示しております。 https://www.rheos.jp/
課税関係	課税上は、株式投資信託として取り扱われます。配当控除の適用はありません。 税法が改正された場合等には、変更となる場合があります。

■ ファンドの費用

● お客様に直接的にご負担いただく費用

購入時手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。

● お客様に信託財産から間接的にご負担いただく費用

運用管理費用 (信託報酬)	<p>運用管理費用(信託報酬)の総額は、(1)基本報酬に(2)成功報酬を加算して得た額とします。</p> <p>(1)基本報酬</p> <p>信託財産の日々の純資産総額に対して年率0.55%(税抜年率0.50%)を乗じて得た額。日々計算されて、投資信託の基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき、信託財産から支払われます。</p> <p>■ 基本報酬の配分</p> <table border="1"> <tr> <td>委託会社</td> <td>運用会社としての機能分 (ファンドの運用と調査、受託会社への運用指図、基準価額の計算、目論見書・運用報告書の作成等の対価)</td> <td>年率0.264% (税抜年率0.240%)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>販売会社としての機能分 (運用報告書等各種書類の提供等、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価)</td> <td>年率0.264% (税抜年率0.240%)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>受託会社(運用財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行の対価)</td> <td>年率0.022% (税抜年率0.020%)</td> </tr> </table> <p>(2)成功報酬</p> <p>委託会社は、基本報酬額に加えて、ハイ・ウォーター・マーク方式を用いた成功報酬額を受領します。</p> <p>査定方法は、ファンドの毎計算日における当日の10,000口当たりの基準価額(収益分配および成功報酬が発生した場合は、当該金額控除前の基準価額)がハイ・ウォーター・マークを上回った場合、当該基準価額から当該ハイ・ウォーター・マークを控除して得た額に22%(税抜20%)の率を乗じて得た額に、計算日における受益権総口数を10,000で除して得た額を乗じて得た額が計上され、ファンドの基準価額に反映されます。</p> <p>ハイ・ウォーター・マークは、設定日は20,000円(10,000口当たり)とし、設定日以降、毎計算日において、当日の基準価額(収益分配および成功報酬が発生した場合は、当該金額控除後の基準価額)が、その時点のハイ・ウォーター・マークを上回った場合は、翌営業日以降のハイ・ウォーター・マークは当該基準価額に変更されます。ただし、ハイ・ウォーター・マークが変更されない場合においても、決算時に収益分配が行なわれた場合には、ハイ・ウォーター・マークは収益分配金額を控除したものに調整されるものとします。</p> <p>毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき、信託財産から支払われます。</p>	委託会社	運用会社としての機能分 (ファンドの運用と調査、受託会社への運用指図、基準価額の計算、目論見書・運用報告書の作成等の対価)	年率0.264% (税抜年率0.240%)		販売会社としての機能分 (運用報告書等各種書類の提供等、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価)	年率0.264% (税抜年率0.240%)		受託会社(運用財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行の対価)	年率0.022% (税抜年率0.020%)
	委託会社	運用会社としての機能分 (ファンドの運用と調査、受託会社への運用指図、基準価額の計算、目論見書・運用報告書の作成等の対価)	年率0.264% (税抜年率0.240%)							
	販売会社としての機能分 (運用報告書等各種書類の提供等、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価)	年率0.264% (税抜年率0.240%)								
	受託会社(運用財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行の対価)	年率0.022% (税抜年率0.020%)								
その他費用・手数料	<p>組入価証券の売買の際に発生する売買委託手数料(それにかかる消費税等)、先物取引・オプション取引等に要する費用、租税、信託事務の処理に要する諸費用、監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用(監査費用)およびそれにかかる消費税等、受託会社の立て替えた立替金の利息など。</p> <p>監査費用は日々計算されて毎計算期末または信託終了のとき、その他の費用等はその都度ファンドから支払われます。</p> <p>これらの費用は、運用状況等により変動するものであり、予めその金額や上限額、計算方法等を具体的に記載することはできません。</p>									

※手数料等の合計金額については保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

■ 税金

税金は表に記載の時期に適用されます。

以下の表は個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税、復興特別所得税 および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約) および償還時	所得税、復興特別所得税 および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※上記税率は2026年2月末時点のものです。2027年1月から防衛特別所得税が導入される予定です。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

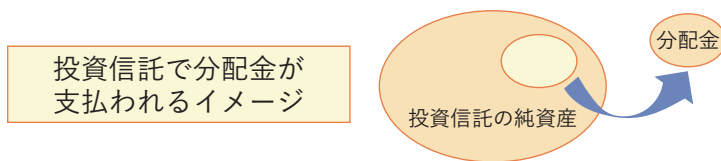
※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取り扱いの詳細については、税務専門家等に確認されることをお勧めします。

(参考情報) ファンドの総経費率

有価証券届出書提出日現在、該当事項はありません。

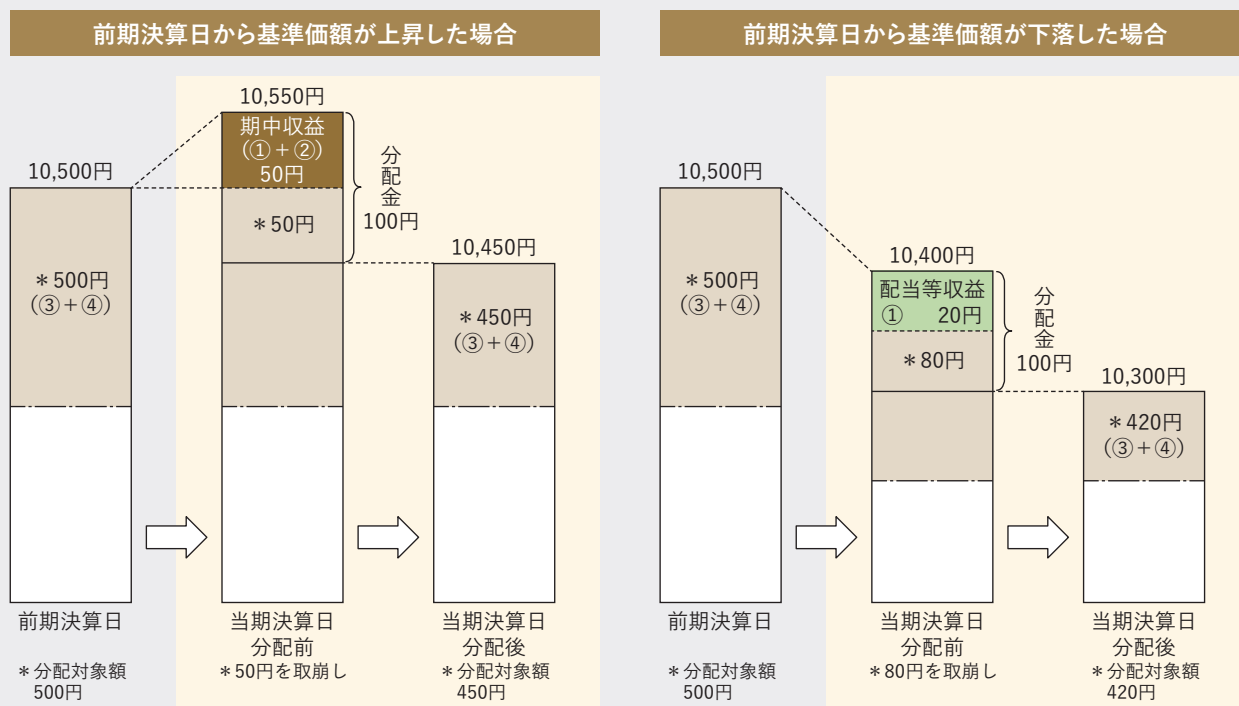
収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



- 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

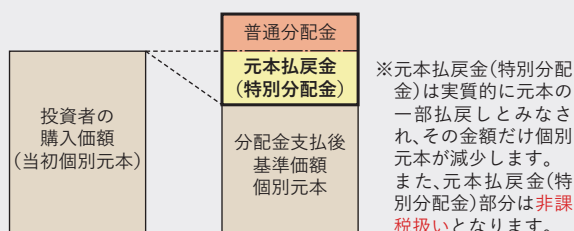


(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

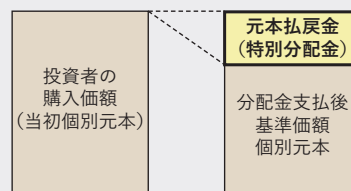
※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金：個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金)：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、12頁の「税金」をご参照ください。

- ◆ 当ファンドの購入時手数料はありません。
- ◆ 当ファンドの分配金は自動的に再投資されます。
- ◆ 購入は 1,000 円以上の 1 円単位の金額指定で受け付けます。
- ◆ 購入代金は申込期間における毎営業日に、当社の指定する銀行口座へお振込みください。
- ◆ 換金は 1 口以上の口数指定または 1 円単位の金額指定で受け付けます。
- ◆ 購入・換金ともに、毎営業日の午後 3 時 30 分までに受け付けたものを当日のお申込みとします。

目論見書補完書面

(この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定によりお渡しするものです。)

レオス・キャピタルワークス株式会社

この書面、および目論見書の内容をよくお読みください。

■当ファンドに係る金融商品取引契約の概要

レオス・キャピタルワークス株式会社（以下「当社」といいます。）は、当ファンドの運用の指図等、当ファンドの受益権の募集・分配金の再投資等を行ないます。

■当社が行なう金融商品取引業の内容および方法の概要

当社が行なう金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第 2 項の規定に基づく第二種金融商品取引業および金融商品取引法第 28 条第 4 項の規定に基づく投資運用業であり、投資信託の運用指図等および当社が自ら発行する投資信託の受益権の募集・分配金の再投資等を行ないます。投資信託のお取引は、次の方法により行なわれます。

○お取引にあたっては、総合取引口座、投資信託受益権振替決済口座の開設が必要となります。

○お取引のご注文に際し、原則として、あらかじめ当該注文に係る代金の全額を当社の指定する銀行口座にご入金いただいたうえで、お客様にご購入される投資信託を選択していただくことで、ご注文をお受けいたします。

○お取引が成立した場合には、「取引報告書」をお客様に交付いたします（郵送または電磁的方法による場合を含みます。）。

○お取引をいただいたお客様には、お客様のお取引内容およびお取引後の投資信託の残高を記載した「取引残高報告書」を 3 ヶ月(直近に「取引残高報告書」を作成した日から 1 年間、お客様との間で「お取引」が成立していない場合であって、投資信託の残高があるときは、1 年を経過する日)ごとに作成し、交付いたします（郵送または電磁的方法による場合を含みます。）。

■当社の概要

商 号 等 : レオス・キャピタルワークス株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第 1151 号

代表者の役職氏名: 代表取締役社長 藤野英人

加 入 団 体 : 一般社団法人資産運用業協会
対象事業者となっている

認定投資者保護団体: なし

主 な 事 業 : 投資運用業、投資助言・代理業、第二種金融商品取引業

設 立 年 月 日 : 2003 年 4 月 16 日

資 本 金 : 3 億 22 百万円 (2026 年 2 月末現在)

本 店 所 在 地 : 〒100-6227 東京都千代田区丸の内一丁目 11 番 1 号

お問い合わせ先: レオス・キャピタルワークス株式会社 コミュニケーション・センター
(電話) 03-6266-0123

営 業 時 間 : 午前 9 時~午後 5 時

ホ ー ム ペ ー ジ : <https://www.rheos.jp/>

■苦情および紛争解決措置

金融 ADR 制度とは、お客様と金融機関との紛争・トラブルについて、金融分野に精通したあっせん人が中立・公正な立場で間に入り、裁判によらないで話し合いでの紛争解決を目指す仕組みです。当社は上記加入協会から苦情の解決および紛争の解決のあっせん等の委託を受けた特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター（連絡先：0120-64-5005）を利用することにより金融商品取引業務関連の苦情および紛争の解決を図ります。

※この書面は、投資信託説明書（交付目論見書）の一部を構成するものではなく、この書面の情報は投資信託説明書（交付目論見書）の記載情報ではございません。